



|  |        |
|--|--------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 肥料の登録の有効期間の更新</li><li>○ 肥料の登録の変更</li><li>○ 肥料の登録の失効</li><li>○ 土地改良事業の工事完了</li><li>○ 道路の位置の指定</li><li>○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了</li></ul> | 目次     |
| 〃 農産課<br>〃 〃<br>〃 耕地課<br>〃 建築指導課   | 担当課（室） |
|  | 目次     |
|  | 担当課（室） |

◎岡山県規則第三十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一九、九〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四、九〇〇円」に、「一五、二〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二七、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地

二 指定をした日

令和八年三月十日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県がコンビニエンスストアを利用して収納する個人事業税、不動産取得税及び

自動車税(自動車税の種別割を含む。)並びにこれらの延滞金

四 委託をした日

令和八年三月二日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地

二 指定をした日

令和八年三月二十三日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県県民生活関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第十一号)に基づく一般旅券の発給及び渡航先の追加を申請する者に対する手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年九月三十日まで

令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

◎岡山県告示第百七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

渡辺病院

2 所在地

新見市高尾二二七八―一

二 認定年月日

令和八年四月一日

三 認定の有効期限

令和十一年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

2 所在地

真庭市下湯原五六

二 認定年月日

令和八年四月一日

三 認定の有効期限

令和十一年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

総合病院津山第一病院

2 所在地

津山市中島四三八

二 認定年月日

令和八年四月一日

三 認定の有効期限

令和十一年三月三十一日

◎岡山県告示第百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 ほつぷあつぷ
  - 2 所在地 玉野市長尾一二一―三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 社会福祉法人四ツ葉会
  - 2 主たる事務所の所在地 倉敷市徳芳五〇四番地
- 三 指定年月日 令和八年四月一日
- 四 事業所番号 三三五〇四〇〇一三五
- 五 サービスの種類 放課後等デイサービス

◎岡山県告示第七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

子ども療育センター 笠岡学園

2 所在地

笠岡市金浦七四六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇八二

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

楽修空間せるふいっしゅ金光教室

2 所在地

浅口市金光町占見新田二三七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人Selfish

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町一六二八番地一四

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇五五

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

マルコポロ

2 所在地

真庭市久世二二五九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ピタゴラス

2 主たる事務所の所在地

真庭市久世二六六九番地四

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五一四〇〇五〇

五 サービスの種類

児童発達支援、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第百八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家若宮

2 所在地

都窪郡早島町若宮三五四三一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社一

2 主たる事務所の所在地

倉敷市連島町西之浦五〇九六番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一五三

五 サービスの種類

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

◎岡山県告示第百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まなび家早島

2 所在地

都窪郡早島町早島四五九八一一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社一

2 主たる事務所の所在地

倉敷市連島町西之浦五〇九六番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一四六

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百八十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いるかれっじ 矢掛校

2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二〇九〇一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 主たる事務所の所在地

浅口市寄島町三〇七二番地

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇六八

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

なかよし指定通所介護事業所

2 所在地

井原市高屋町二丁目一四番地の六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社地域の絆

2 所在地

広島県福山市木之庄町四丁目五番二五号

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇九六九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション凜空

2 所在地

都窪郡早島町早島英一九三五―二 リバーサイド早島B―二〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社凜空

2 所在地

倉敷市西阿知町西原七三三番地五七

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇三九九

五 サービスの種類

訪問介護

# 令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

## ◎岡山県告示第百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

東備訪問看護ステーション

#### 2 所在地

赤磐市下市五一八一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社なぎ

#### 2 所在地

岡山市中区浜三丁目一〇番一号ディアステージ操山三〇六号室

### 三 指定年月日

令和八年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三六二二九〇一二八

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

# 令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

## ◎岡山県告示第百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

訪問看護・リハビリステーションONE TEAM

#### 2 所在地

津山市田町一〇九―四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

合同会社Link Up

#### 2 所在地

津山市田町一〇九―四

### 三 指定年月日

令和八年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一六九

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

# 令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

## ◎岡山県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

養護老人ホームときわ園

#### 2 所在地

津山市井口一〇〇一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人幸輝会

#### 2 所在地

岡山市中区国府市場九八五―一

### 三 指定年月日

令和八年四月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二六二六

### 五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人短期入所事業（蕃山荘）

2 所在地

備前市蕃山一三〇九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人備前市社会福祉事業団

2 所在地

備前市伊部九六四一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年二月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇〇九四

五 サービスの種類

短期入所生活介護

◎岡山県告示第百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

GON定着支援事業所

2 所在地

津山市山下一八―二 五二山下ビル一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

Gon合同会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区天瀬二番二一―号二階

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九六一

五 サービスの種類

就労定着支援

◎岡山県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークプレイスつやま

2 所在地

津山市井口二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人慶光会

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一番地八

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇一〇二七

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

東備地域生活支援センターふらっと

2 所在地

和気郡和気町尺所三一―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三番地の五

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇二七四

五 サービスの種類

自立生活援助

◎岡山県告示第百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障害福祉サービス事業所 ワークスみのり

2 所在地

津山市二宮九九九一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九九番地の五

三 指定年月日

令和八年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇五八一

五 サービスの種類

就労継続支援B型

◎岡山県告示第百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 大原居宅介護事業所
  - 2 所在地 美作市古町一七〇九番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 社会福祉法人美作市社会福祉協議会
  - 2 主たる事務所の所在地 美作市江見二八〇番地
- 三 廃止年月日 令和八年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一五〇〇三ー
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループハウスひるぜん

2 所在地

真庭市蒜山上長田二三〇〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人慶光会

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇―一八

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇〇三二

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会就労センターワークスみのり

2 所在地

津山市二宮九九九一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九九番地の五

三 廃止年月日

令和八年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇五八一

五 サービスの種類

就労継続支援A型

◎岡山県告示第百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

| 指定した医療機関<br>名 称 | 所 在 地                       | 担当する医療の種類 | 指定年月日    |
|-----------------|-----------------------------|-----------|----------|
| ウエリナ薬局<br>芳徳薬局  | 久米郡美咲町原田一七六四―二<br>美作市栄町四〇―一 | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| 芳徳薬局英田店         | 美作市福本五七二―一                  | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| こやま薬局・長船店       | 瀬戸内市長船町土師三三二―二              | 調剤        | 令和八年四月一日 |

◎岡山県告示第百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

| 指定を更新した医療機関<br>名 称 | 所 在 地      | 担当する医療の種類 | 更新年月日    |
|--------------------|------------|-----------|----------|
| 訪問看護ステーションあゆみ      | 津山市日本原三五二  | 訪問看護（腎臓）  | 令和八年四月一日 |
| おかやま薬局山陽店          | 赤磐市山陽四一三三一 | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| そうごう薬局真庭勝山店        | 真庭市勝山二六〇   | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| 株式会社ダテ薬局日比店        | 玉野市羽根崎町五二三 | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| あおば薬局              | 津山市宮尾二八五二二 | 調剤        | 令和八年四月一日 |
| ウエルシア薬局新見高尾店       | 新見市高尾七八九一一 | 調剤        | 令和八年四月一日 |

◎岡山県告示第百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

イオン薬局津山店

医療機関の名称

イオン薬局津山店

イオン薬局津山インター店

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字浜中字笹山一二五四の一・一二六〇の一・一二六一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び里庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百一十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和八年四月一日次のとおり漁業の免許をした。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                                       |  |   |   |  |
|---------------------------------------|--|---|---|--|
| 岡山<br>区<br>第<br>百<br>二<br>十<br>三<br>号 | 免<br>許<br>番<br>号   | 海<br>区<br>漁<br>場<br>計<br>画<br>の<br>告<br>示<br>番<br>号 | 漁<br>業<br>権<br>者<br>の<br>名<br>称           | 免<br>許<br>の<br>内<br>容<br>、<br>条<br>件<br>及<br>び<br>存<br>続<br>期<br>間   |
|                                       | 令<br>和<br>七<br>年<br>岡<br>山<br>県<br>告<br>示<br>第<br>五<br>百<br>四<br>十<br>六<br>号 |   | た<br>ま<br>の<br>漁<br>業<br>協<br>同<br>組<br>合 | 海<br>区<br>漁<br>場<br>計<br>画<br>の<br>告<br>示<br>に<br>よ<br>る<br>海<br>区<br>漁<br>場<br>計<br>画<br>の<br>と<br>お<br>り |

◎岡山県告示第二百二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との管理の方法について、次のとおり協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係文書は、岡山県土木部河川課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

二級河川笹ヶ瀬川水系砂川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

岡山市北区福谷一七九番地先から岡山市北区幸川市場六四九番二地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 岡山市長 大森 雅夫

住所 岡山市北区大供一丁目一番一号

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専

ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に限る。）、改築、維持及び修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内の部分についての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担

法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。）

六 管理の期間

令和八年四月一日から道路の供用を廃止する日まで

令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

◎岡山県告示第二百三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

| 車輪の大きさ及びフレームの色 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|----------------|----|-------------|
| 二六インチ 黒        | 一台 | 不明          |
| 二六インチ 紫        | 一台 | 岡山一二二二八四四   |
| 二六インチ 紫        | 一台 | 〇一四三七九六岡山県  |
| 二四インチ 黒        | 一台 | 不明          |

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和八年二月二十日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三二―三二二一

◎岡山県告示第二百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人岡山県猟友会

岡山市北区蕃山町四―五

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県の県事務所に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料、手数料及

び狩猟税

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

# 令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

## ◎岡山県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人岡山県食品衛生協会

岡山市中区古京町一丁目一番地一七号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

次に掲げる施設に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

1 備前保健所

2 備前保健所東備支所

3 備中保健所

4 備中保健所井笠支所

5 備北保健所

6 備北保健所新見支所

7 真庭保健所

8 美作保健所

9 美作保健所勝英支所

10 岡山市保健所

11 倉敷市保健所

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

地方職員共済組合岡山県支部

岡山市北区内山下二丁目四番六号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県庁舎に岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県がコンビニエンスストア(MMK設置店を含む。)を利用して収納する使用料、手数料及び狩猟税

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔一二九〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                  |                  |            |          |              |                          |           |
|------------------|------------------|------------|----------|--------------|--------------------------|-----------|
| 高梁市              | 倉敷市              | 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称        | 調査を行った地域                 | 認証年月日     |
| 令和五年六月<br>令和七年二月 | 令和四年四月<br>令和六年二月 |            |          | 高梁市の地籍図及び地籍簿 | 老松町二丁目の一部・老松町三丁目及び川西町の一部 | 令和八年三月三十日 |
|                  |                  |            |          | 倉敷市の地籍図及び地籍簿 | 松山の一部（松山E地区）             | 令和八年三月三十日 |

〔一三〇〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。  
 令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                                    |                                    |                                    |      |       |       |          |        |                 |       |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------|-------|-------|----------|--------|-----------------|-------|
| 岡山県<br>第一七三<br>号                   | 岡山県<br>第一七二<br>号                   | 岡山県<br>第一七一<br>号                   | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（％） | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 | 更新年月日 |
| 副産石灰肥料                             | 副産石灰肥料                             | 副産石灰肥料                             |      |       |       |          |        |                 |       |
| A D粒状カキガラ                          | A D腐植酸入り粒状カキガラ                     | A Dカキガラ                            |      |       |       |          |        |                 |       |
| アルカリ分<br>四六・〇                      | アルカリ分<br>四一・〇                      | アルカリ分<br>四五・〇                      |      |       |       |          |        |                 |       |
| 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり |      |       |       |          |        |                 |       |
| 株式会社アグリドック<br>茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地   | 株式会社アグリドック<br>茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地   | 株式会社アグリドック<br>茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地   |      |       |       |          |        |                 |       |
| 令和七年五月二十九日                         | 令和七年五月二十九日                         | 令和七年五月二十九日                         |      |       |       |          |        |                 |       |

|                              |                                       |                            |   |                                    |
|------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|---|------------------------------------|
| 岡山県<br>第五四四号                 | 岡山県<br>第一〇〇八号                         | 岡山県<br>第一〇七八号              | 岡山県<br>第一一八六号   | 岡山県<br>第一一七四号                      |
| 消石灰                          | 混合石灰肥料                                | 消石灰                        | 副産肥料  | 副産石灰肥料                             |
| 60.0消石灰                      | ミネラルセルカ                               | 苦土消石灰                      | 副産肥料5号  | A Dチコエキス入り粒状カキガラ                   |
| アルカリ分 六〇・〇                   | アルカリ分 四〇・〇<br>く溶性苦土 三・〇<br>く溶性ほう素 〇・二 | アルカリ分 六五・〇<br>く溶性苦土 五・〇    | く溶性りん酸 一八・〇<br>内水溶性りん酸 一・〇<br>く溶性加里 一三・〇<br>内水溶性加里 二・〇<br>く溶性苦土 七・〇 | アルカリ分 四四・〇                         |
| 該当なし                         | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり    | 該当なし                       | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり                                  | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり |
| 足立石灰工業株式会社<br>岡山県新見市足立三八九三番地 | ト部産業株式会社<br>広島県福山市新浜町一丁目五番一五号         | 鈴木工業株式会社<br>岡山県新見市井倉一二五番地一 | 米田産業株式会社<br>岡山県備前市浦伊部一一八四番地の二八                                      | 株式会社アグリドック<br>茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地   |
| 令和七年十二月十七日                   | 令和七年十一月十三日                            | 令和七年九月十六日                  | 令和七年五月三十日   | 令和七年五月二十九日                         |

|             |                                    |                              |                              |
|-------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 号<br>第一七六   | 岡山県<br>大豆油かす及び<br>その粉末             | 岡山県<br>第六七九号<br>消石灰          | 岡山県<br>第五四五号<br>生石灰          |
|             | 7.0脱脂大豆                            | 70.0消石灰                      | 80.0生石灰                      |
| 加里全量<br>一・〇 | 窒素全量<br>七・〇<br>りん酸全量<br>一・〇        | アルカリ分<br>七〇・〇                | アルカリ分<br>八〇・〇                |
|             | 該当なし                               | 該当なし                         | 該当なし                         |
|             | 日清オイリオグループ株式会社<br>東京都中央区新川一丁目二三番一号 | 足立石灰工業株式会社<br>岡山県新見市足立三八九三番地 | 足立石灰工業株式会社<br>岡山県新見市足立三八九三番地 |
|             | 令和八年二月二十五日                         | 令和七年十二月十七日                   | 令和七年十二月十七日                   |

〔一三二〕 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。  
 令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|               |      |         |       |     |       |         |      |                    |     |                  |     |
|---------------|------|---------|-------|-----|-------|---------|------|--------------------|-----|------------------|-----|
| 岡山県<br>第一一九七号 | 登録番号 | 菌体りん酸肥料 | 肥料の種類 | 土壌源 | 肥料の名称 | 生産業者の住所 | 変更事項 | 岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号 | 変更前 | 岡山県岡山市北区芳賀五三一六番地 | 変更後 |
|---------------|------|---------|-------|-----|-------|---------|------|--------------------|-----|------------------|-----|

〔一三二〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。  
 令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|              |         |          |                                   |                                    |                                    |           |
|--------------|---------|----------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 岡山県<br>第一四九号 | 混合有機質肥料 | 天空のしずく   | 窒素全量 四・〇<br>りん酸全量 三・〇<br>加里全量 一・〇 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | アスカバイオ株式会社<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号 | 令和七年三月十一日 |
| 岡山県<br>第一四五号 | 混合有機質肥料 | サージンス    | 窒素全量 六・〇<br>りん酸全量 三・〇             | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | アスカバイオ株式会社<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号 | 令和七年三月十一日 |
| 岡山県<br>第一六一号 | 混合有機質肥料 | 新サージンスEX | 窒素全量 六・〇<br>りん酸全量 三・〇             | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | アスカバイオ株式会社<br>東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番六号 | 令和七年三月十一日 |

|                                    |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 岡山県<br>第一二二四号                      | 岡山県<br>第一二二三号                      | 岡山県<br>第一一七〇号                      |
| 副産石灰肥料                             | 副産石灰肥料                             | 副産石灰肥料                             |
| うらべ副産石灰T粒                          | うらべ副産石灰T                           | チコエキス入り粒状カキガラ                      |
| アルカリ分 四〇・〇                         | アルカリ分 四〇・〇                         | アルカリ分 四四・〇                         |
| 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり |
| ト部産業株式会社<br>広島県福山市新浜町一丁目五番一五号      | ト部産業株式会社<br>広島県福山市新浜町一丁目五番一五号      | かきがら工業協同組合<br>広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三     |
| 令和七年四月二十四日                         | 令和七年四月二十四日                         | 令和七年三月十九日                          |

|                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 岡山県<br>第一一七五号                | 岡山県<br>第一一二六号                      |
| 魚かす粉末                        | 混合石灰肥料                             |
| 魚荒粕粉末88号                     | うらべ粒状混合石灰肥料S                       |
| 窒素全量<br>りん酸全量<br>八・〇         | アルカリ分<br>四五・〇                      |
| 該当なし                         | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり |
| 小山物産株式会社<br>岡山県岡山市北区延友四三六番一号 | ト部産業株式会社<br>広島県福山市新浜町一丁目五番一五号      |
| 令和七年十二月十日                    | 令和七年五月十五日                          |

# 令和8年4月3日 岡山県公報 第12791号

〔一三三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和八年四月三日

| 事業主体     | 地区名        | 工種      | 岡山県知事 | 伊原木 隆 太 | 完了年月日    |
|----------|------------|---------|-------|---------|----------|
| 児島湾土地改良区 | 西七区4条準幹排水  | かんがい排水  | 〃     | 〃       | 令和八・二・二〇 |
| 〃        | 森崎丘2番川     | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・二・一七 |
| 〃        | 錦中40樋門     | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一三 |
| 〃        | 錦六区横4樋門    | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一三 |
| 〃        | 都縦貫樋門      | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一三 |
| 〃        | 西七区1号2     | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一六 |
| 〃        | 西七区支線93号   | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一四 |
| 〃        | 内尾2番樋門     | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一七 |
| 〃        | 北七区6条10条樋門 | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一七 |
| 〃        | 5号堅丘1交差樋門  | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一七 |
| 〃        | 西七区支線68号   | 用排水施設整備 | 〃     | 〃       | 令和八・三・一四 |
| 〃        | 西七区支線119号  | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一四 |
| 〃        | 西七区支線56号   | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一六 |
| 〃        | 西七区支線82号   | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一三 |
| 〃        | 西七区支線98号   | 〃       | 〃     | 〃       | 令和八・三・一六 |

〔一三四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                                     |                                   |                 |                 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 番<br>指<br>定<br>年<br>月<br>日<br>号     | 道<br>路<br>の<br>位<br>置             | 道路の幅員<br>(メートル) | 道路の延長<br>(メートル) |
| 岡山県指令備中局<br>建第九六号<br>令和八年三月二十<br>六日 | 井原市西江原町字山本三三三三六番<br>一、三三三三六番一地主水路 | 四・〇〇            | 四一・〇〇           |

〔一三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和気郡和気町衣笠字古池ノ内二六八番、二六九番一、二七一番一、二七二番、二七七番一、二七七番四、二七七番八、二七七番九、二七八番一、二七九番、二八〇番一、二八〇番二、二八三番一、二八三番二、二八三番三、二八四番二、二八五番一、二八五番二、二八六番一、二八七番一、二八八番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市吉永町吉永中七〇五番地の一

株式会社 藤井運輸倉庫

代表取締役 藤井 和彦

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十一月十八日岡山県指令建指第一九五号